

令和 7 年 3 月 5 日 第47回基本計画策定・推進専門委員等会議	資料 4
--	------

事務局説明資料（資料 3 - 1）に関する事前質問／意見・コメント

番号	お名前	質問／意見・コメント	内容
1	正木構成員	質問	3 月 5 日の会議で議論する論点で、現在のところ何が定量的評価に馴染む施策と考えていますか
2	正木構成員	意見・コメント	目標の設定は真に意味をなすものになるようにすることが大切
3	和氣構成員	意見・コメント	犯罪被害者等支援全体に安全・安心の施策が入っていないのではないか
4	川崎構成員	意見・コメント	「作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進」では、作業報奨金については、令和6年の受刑者一人当たりの予算上の作業報奨金の釈放時平均支給額（81,218 円）が示されている一方で、被害者送金の現状については、各年の送金件数と送金金額の総数が示されているため、現状の分析が難しい。また、受刑者の中には、具体的な被害者がいない犯罪で有罪となり、刑を科された者も含まれることから、その中で、被害者への賠償を行う必要がある受刑者（とりわけ殺人や重い傷害などで服役している受刑者）が受け取る作業報奨金の支給額は議論の出発点として可能な限り正確な実態を把握しておく意義がある。近時の法改正の趣旨などをふまえれば、今後は、よりきめ細かに、こうした「犯罪被害者への賠償責任を負っている受刑者」の賠償履行の有無別、罪名別などの把握が必要ではないか。

法務省説明資料（資料３－２）に関する事前質問／意見・コメント

番号	お名前	質問／意見・コメント	内容
加害者からの損害賠償の履行促進			
・作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進			
1	太田構成員	質問	提供作業※で企業が国庫に支払っている費用の単価の概要を教えてください。企業や作業内容によって異なることから、最低レベルから最高レベルという形でもよい。或いは、ある程度の基準又は計算方法をお示し頂くことでもよい。 ※民間企業と契約をして、原材料や機械の提供を受け、受刑者が製品を作るなどして企業に納め、企業が国庫に契約金を支払う形態の作業。現在の刑務作業の約８割を占める。
2	太田構成員	質問	自己契約作業は、「被収容者」、即ち、受刑者以外の者にも認められているため、お示し頂いた自己契約作業の人員のうち「受刑者」の人員が何名かを教えてください。また、受刑者が自己契約作業に従事している施設数を、大井造船作業場（松山刑務所）以外のものがあれば、教えてください。
3	太田構成員	意見・コメント	自己契約作業が幾ら任意とは言え、施設で全く実施していないなかで受刑者が申し出ること自体、困難であり、受刑者が希望しても、急に自己契約作業の体制を整えることは困難である。そこで、まずは受刑者の希望を調査するなどして、潜在的希望者の有無を確認し、ある程度の希望者がいる場合、刑事施設でも自己契約作業の体制を整備することが必要である。
4	太田構成員	意見・コメント	全く新たな自己契約作業の相手方企業を見つけることは容易でないことから、提供作業※を行っている受刑者のうち、自己契約作業を希望する場合、その者の作業を自己契約作業として企業と契約し、その分の報酬（現在は国庫に納められている）を受刑者に支給することも検討に値する。 ※民間企業と契約をして、原材料や機械の提供を受け、受刑者が製品を作るなどして企業に納め、企業が国庫に契約金を支払う形態の作業。現在の刑務作業の約８割を占める。
5	太田構成員	意見・コメント	自己契約作業の体制が整った段階で、入所時教育や「被害者の視点を取り入れた教育」の中で①自己契約作業が可能であること、②それにより報酬が得られること、③そうした報酬からも被害者への損害賠償を行っていくことが可能であること、を受刑者に説明するようにすべきである。

6	太田構成員	意見・コメント	拘禁刑導入後、その立法趣旨に従って、作業や処遇を行っていく必要があるが、被害者への贖罪として賠償を行う必要がある受刑者については、作業の時間を減らし、自己契約作業を充実させることもその立法趣旨に適うものであると考える。但し、上記のように、現在の作業を自己契約作業として見なす「みなし自己契約作業」として実施する場合は、実質的な作業時間は減らない形で、自己契約作業の時間を確保することができるとも考えられる。
7	太田構成員	意見・コメント	自己契約作業に基づく報酬は、刑務作業の報奨金と異なり、領置金に組み込まれる。受刑者自身に対する処遇を通じて、受刑者が自ら任意で賠償を行っていくように指導することが望ましいことは確かであるが、領置金に対しては強制執行が可能であることから、更生資金の確保にも配慮しながら、一定の割合で領置金を差し押さえることができることも念頭においておく必要がある。
8	太田構成員	意見・コメント	【第5次基本計画への反映の仕方（私案）】※1～7関係 刑事施設における自己契約作業を拡充する方法を検討し、被害者への損害賠償債務を負っている受刑者については、自己契約作業を通じて得た報酬から被害者への賠償の弁済（強制執行を含む）が行われるよう体制を整備する。
9	太田構成員	意見・コメント	現在の刑務作業に対する報奨金を、これまで以上に段階的に引き上げていくことが望ましい。
10	太田構成員	意見・コメント	いつまで、加害者による被害者への賠償を「民事」の問題であるとして、「刑事」司法機関が対応を回避すること続けるのか、疑問がある。賠償は、犯罪者の改善更生の一環の問題である。民事的な方法でも解決することができるというだけであって、改善更生として刑事司法制度の枠内でそれを扱ってはいけないというルールは存在しないことに留意すべきである。
11	太田構成員	意見・コメント	分割で被害者へ賠償するだけの報奨金を作業で支給（計算高として）されている受刑者でも、実際に被害者に送金している受刑者は殆どいないことから、作業報奨金から被害者への賠償分を控除する制度の可否や内容について第5次計画のなかで検討することが望ましい。
12	太田構成員	意見・コメント	【第5次基本計画への反映の仕方（私案）】※9～11関係 被害者への損害賠償債務を負っている受刑者については、刑事施設における作業に対する報奨金から一定の割合を控除し、被害者への賠償に当たる制度の可否や内容を検討する。

13	正木構成員	意見・コメント	(資料3-2 P1・2) 作業報酬金はその目的が釈放後の生活資金の確保が中心であること、法務省の説明によると、被害者送金について周知を積極的に行っているようであるが、数年件数に変化がないこと、そもそも報奨金の金額が平均約8万円と少ないこと、従って被害者への送金額も平均1年1件1万5000円ぐらいでわずかであること等を鑑みると、活用促進についてはやはり慎重な検討が必要であると思う 何を定量化するかも議論が必要
14	假谷構成員	意見・コメント	作業報奨金、自己契約作業による報酬を損害賠償金に活用することに方向性として賛成です。 (理由等) ①現状の制度に対する被害者としての認識 以下に「現実の事例」を記すが、加害者が支払いを約束していても、現在の制度では加害者から損害賠償を殆ど受け取ることができず、損害賠償を受け取る機会を国によって奪われていると認識している。刑期が長くなればなるほど、その機会が遠のいている。 ②加害者が不在などの場合の対応の必要性 加害者が死亡している場合、加害者が逮捕されていない場合、加害者が病気等で作業できる状態にないケースへの対策も必要である。その方策の一つは、国による立替払いである。 ③償いの指導とスキルアップ研修 矯正施設の入所初期に、被害者に対して弁償をしなければならないことも指導し、報酬の何割かを支払う仕組みができれば、加害者が出所後に技術などを身に付けて生きていくことと、贖罪の両方を継続していかなければならないことが明確になるのではないか。出所後を踏まえた受刑中の資格取得や、出所後の就労先の確保が必要である。 ④現実の事例 オウム真理教の元信者Aと2013年7月に損害賠償の支払いの和解をした。(Aを含む10数人に対して、20余年前に民事訴訟の判決により債務名義を取得した。その後、時効となっている。) 和解の内容は、「出所後・半年経過してから、毎月5万円、10年間支払う。」ものだった。判決は懲役9年。その間、損害賠償の支払いを受けることはできず、Aは年を重ね60才近くなり、正社員としての就労が困難になった。そのため、加害者との関係を長く継続したくないこと、現実的な支払いを踏まえて、2023年2月に毎月1万円の2年間(24回)で合意し、2025年2月で完了した。

15	川崎構成員	意見・コメント	「作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進」では、作業報奨金については、令和6年の受刑者一人当たりの予算上の作業報奨金の釈放時平均支給額（81,218 円）が示されている一方で、被害者送金の現状については、各年の送金件数と送金金額の総数が示されているため、現状の分析が難しい。また、受刑者の中には、具体的な被害者がいない犯罪で有罪となり、刑を科された者も含まれることから、その中で、被害者への賠償を行う必要がある受刑者（とりわけ殺人や重い傷害などで服役している受刑者）が受け取る作業報奨金の支給額は議論の出発点として可能な限り正確な実態を把握しておく意義がある。近時の法改正の趣旨などをふまえれば、今後は、よりきめ細かに、こうした「犯罪被害者への賠償責任を負っている受刑者」の賠償履行の有無別、罪名別などの把握が必要ではないか。 ※（３－１）４の再掲
・ 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導			
16	正木構成員	質問	（資料３－２ Ｐ３） 被害者視点教育についての効果検証の方法について具体的に教えてほしい
17	正木構成員	意見・コメント	（資料３－２ Ｐ４） 職員（刑務官）が専門性を有することができるような教育、研修が重要 職員（刑務官）による二次被害の防止、職員（刑務官）の二次受傷の防止への配慮、教育、研修が重要
18	和氣構成員	意見・コメント	法務省におかれては、犯罪被害者等の付添支援者（各都道府県被害者支援センター職員）に交通費の実費を支給してはどうか。
19	川崎構成員	意見・コメント	「被害者の心情伝達の運用」に関して、（「損害賠償につながる」という文脈ではないので、ここでのコメントは的外れかもしれないが）、運用に際して、受刑者の心無い返信・対応によって、かえって被害者の心の傷を深める結果につながるような例も出てきているようであるが、こうした「リスク」を被害者が負うのを回避する運用・仕組みはあるのか。もし、ないのであれば、検討の余地があるのではないか。
20	假谷構成員	意見・コメント	被害者の話を多くの刑務官・保護司・保護観察官などに聞いて欲しい。 （理由等）被害者が保護司会の研修で話をした際に、「こんなに被害者が大変だとは思わなかった」「これからは被害者のことも考えます」などと涙をためて被害者の立場を知らなかったことを謝ってくれた保護司もいた。
・ 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導			
21	正木構成員	意見・コメント	（資料３－２ Ｐ５） 損害賠償履行に当たって、被害者への配慮が必要

22	假谷構成員	意見・コメント	被害者の話を多くの刑務官・保護司・保護観察官などに聞いて欲しい。 ※20の再掲 (理由等) 被害者が保護司会の研修で話をした際に、「こんなに被害者が大変だとは思わなかった」「これからは被害者のことも考えます」などと涙をためて被害者の立場を知らなかったことを謝ってくれた保護司もいた。
・加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応			
23	正木構成員	質問	(資料3-2 P6) 指導の内容について教えてほしい 被害者情報を把握するための方法等の助言、指導はどのようなことをしているのか教えてほしい
24	正木構成員	意見・コメント	(資料3-2 P6) 被害者の状況に配慮が必要
25	假谷構成員	意見・コメント	具体的な支払い方法の議論や、送金方法の指導も必要である。 (理由等) 被害者の中には、保護観察中の加害者に対し、10回以上も心情等伝達制度を利用して、少額ずつで良いので損害賠償をするように伝え、「必ず払う」と言う返事があったものの、支払わなかった。 現在は矯正施設でも心情等伝達制度が始まり、同じように「払う」と言っている加害者もいる。 また、送金方法を知らなかった加害者もいた。

損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減			
・ 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況			
26	太田構成員	質問	損害賠償命令は、現在、人を死傷させた罪等一定の罪に限られている。しかし、現在の対象事件以外でも、損害賠償の弁済が困難なものもある。損害賠償命令の対象犯罪について、過失犯に拡大すると過失割合など専門的な判断を要するものがあり、審理が複雑化・長期化するとの懸念があるとされるが、例えば、詐欺などの財産犯に拡大した場合に想定される実務上の問題として（訴訟負担以外で）考えられることがあるか。
27	正木構成員	意見・コメント	（資料３－２　Ｐ７） 損害賠償命令制度の件数が伸びていないのは、制度に問題があると思料するので、改善が必要 周知の問題ではないと思う
・ 時効の更新に関する負担軽減			
28	太田構成員	意見・コメント	被害者が刑事施設に収容中の受刑者に対する損害賠償債権を有している場合、時効の更新を行うため再提訴をする者がいたり、再提訴の負担から賠償請求を断念したりする者がいる。そこで、時効の更新に民事訴訟は必ずしも必要なく、加害者による債権の承認や財産開示手続の終了でも可能であることから、そうした事実や制度を広く、被害者に周知させる必要がある。
29	太田構成員	意見・コメント	【第５次基本計画への反映の仕方（私案）】※28関係 時効の更新に民事訴訟は必ずしも必要なく、加害者による債権の承認や財産開示手続の終了でも可能であることから、そうした事実を広く、被害者に周知させる。
30	正木構成員	意見・コメント	（資料３－２　Ｐ９） 時効更新事由となる財産開示手続きについては、まずは今後の利用状況を確認することが必要だと思う（負担は軽減されると思うので）
31	和氣構成員	意見・コメント	損害賠償命令が出ても、刑務所への収容期間中は賠償金を払えない状況である。 この期間は時効の延長をすべきである。
32	假谷構成員	意見・コメント	損害賠償の時効の撤廃を望む。 （理由等）被害者にとっては、悲惨な状況を１０年ごとに思い出し、払われないことや、さらに家族に害を与えられるのではないかと考えて、時効による請求権確認の訴えを起こすことは、この上なく辛い作業である。

33	山本構成員	質問	時効の更新について、財産開示または第三者情報取得の手続を経るとすることで基本的には十分と考えられるが、問題は、いわゆる執行不奏功見込要件の充足と思われる。実務上この点は緩和された運用がされていると聞いているが、犯罪被害者の請求権のような場合に（債務者が犯罪加害者であるような場合に）どのような疎明があれば足りると一般に考えられて、運用がされているのか。
34	山本構成員	意見・コメント	時効の更新について他の方法を考えるとすれば、国が一部移転を受けた損害賠償請求権に係る債務の承認を加害者に対して求める際に、被害者の代理人を同席させて被害者の請求権についても債務承認を併せて求めるような運用は考えられないか。
・ 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況			
35	山本構成員	質問	第三者情報取得手続について、犯罪被害者の利用の件数に関する統計はあるか。少なくとも給与債権に係る情報取得件数の統計はあると思われるが、その場合に債務名義が生命身体損害賠償請求権であるものは何件あるか、わかるか？
・ 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）			
36	山本構成員	意見・コメント	先取特権化について、債務名義を不要とする効果が薄いことは確かであるが、他の債権と競合した場合の優先権の意義はなお一定程度あるのではないか。その場合、他の制度で特別扱いがされている「故意（又は重大な過失）によって加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権」を出発点として検討することはできるのではないか。
37	山本構成員	意見・コメント	ワンストップ化について、確かに養育費等とは前提が違うのはその通りであるが、なお負担軽減の趣旨は同様のことが妥当するので、検討することは考えられてよいのではないか（その際、養育費の施行後の運用を待つ必要は必ずしもないような気がする）。
・ その他負担の軽減（印紙代等）			
38	和氣構成員	意見・コメント	その他負担の軽減（印紙代）は支給していただきたい
39	山本構成員	質問	印紙代について、損害賠償命令による方が通常の提訴の場合よりも高くなることがあるとの批判があったが、そのような事例は把握されているか。

警察庁説明資料（資料３－３）に関する事前質問／意見・コメント

番号	お名前	質問／意見・コメント	内容
1	太田構成員	質問	警察庁が、犯罪被害者給付金を支給し、受給者が有する加害者への損害賠償請求権を支給額の限度で取得した場合、会計検査院の処置改善要求もあり、国の債権の適正な管理が求められている。しかし、最初の納入の告知のあと、加害者が無資力又はこれに近い状態にある場合、それ以後、どのような対応を取っていく方針であるか。最初の納入の告知の後、履行がなされない場合（それが大半である）、わざわざ履行延期の特約をするのか、それとも、それをせずに、消滅時効が成立する前毎に債権の承認を加害者にしていくのか。あるいは、履行延期の特約をして、履行されなかった場合、（最初の消滅時効の到来前に）債権の免除を行うのか。ある程度の方針を決めておかないと、際限なく、警察庁が債権管理のために加害者と関わり続けなければならなくなり、負担が極めて重くなることが懸念されるために質問する次第である。
2	太田構成員	意見・コメント	国の適正な債権管理は重要であるが、加害者が十分な賠償を行う資力を有している場合（しかし、そもそもそうした場合、犯罪被害者給付金は支給してないため、殆どこうした場合はない）を除き、国が被害者を差し置いて加害者から弁済を受けることは適当でない。仮に加害者が資力を有している場合でも、国と被害者の債権が競合しているため、被害者は債権額に応じた按分による配当を受けるとしても、被害者の受け取る配当（賠償）は減ることになる。国は適正な債権管理をしつつ、犯罪被害者給付金の趣旨を損なわないよう、被害者に対する賠償の実現に対して配慮する必要がある。
3	太田構成員	意見・コメント	【第５次基本計画への反映の仕方（私案）】※１～２関係 警察庁が被害者に犯罪被害給付金を支給し、受給者が有する加害者への損害賠償請求権を支給額の限度で取得した場合、警察庁は、加害者に対して納入の告知を的確に通知するなど当該債権の管理を適正に行いつつも、被害者に対する賠償の実現に配慮する必要がある。
4	正木構成員	質問	令和６年１０月、国が２０１８～２０２２年度に犯罪被害者等に支給した「犯罪被害者等給付金」についての会計検査院による調査で、全額の４８億７３００万円について警察庁が加害者側から回収するための債権管理を怠り、一度も請求していなかったとの報道がありました。 この会計検査院による指摘後、国は、加害者から回収すべき債権の取扱いをどのようにしていますか

5	正木構成員	質問	加害者が死亡し、相続人がいない場合に、相続財産清算人が選任された場合、仮に国が犯給金を支払っていた場合、犯給法により、加害者に対する損害賠償請求権を取得しますが、相続財産清算人に対してどのような対応をするのか教えてください。 また、この場合の被害者の配慮のあり方について教えてください。
6	和氣構成員	意見・コメント	民事の損害賠償金に関しては、加害者からの支払いが滞りがちであるため7割8割の回収しかできなかった場合は犯罪給付金を返金免除するようにはいかがか
7	假谷構成員	意見・コメント	国に移転した債権を国が回収するスキームは当然のことです。 ただし、その回収にあたって、 ①被害者による債権の回収等に支障の無いように留意して欲しい。 ②加害者の資産等に関する情報を被害者に提供して欲しい。 なお、オウム真理教による被害者への配当に際して、国等は被害者への配当を優先させた。
8	山本構成員	質問	犯罪被害者等給付金の給付により国が取得した損害賠償請求権と被害者の損害賠償請求権とは、同一順位の債権と考えるべきか。被害者の請求権を優先させるという理解はおよそ成り立ちえないか。
9	山本構成員	意見・コメント	国が取得した損害賠償請求権について、訴えを提起するとき、仮差押えの申立てをするとき、強制執行の申立てをするときなどにおいて、その事実を被害者に通知する制度ないし運用をとることはできないか。この点、債権管理法10条も「債権の発生原因及び内容に応じて」最も国の利益に適合することを求めているが、この債権は犯罪被害者保護の趣旨で行った給付に基づき国が取得した債権であることを考えれば、被害者に残っている残債権の実現について国が上記のような配慮をしたとしても、なお債権の発生原因及び内容に鑑みれば、上記条項に反しないという解釈は可能であるように思われる。
10	山本構成員	意見・コメント	時効の更新について他の方法を考えるとすれば、国が一部移転を受けた損害賠償請求権に係る債務の承認を加害者に対して求める際に、被害者の代理人を同席させて被害者の請求権についても債務承認を併せて求めるような運用は考えられないか。 ※（資料3－2）34の再掲